

飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会（第18回）

議事録

1. 日時 令和8年2月16日（月）13：30～15：30
2. 場所 飯舘村交流センターふれ愛館「ホール」
3. 出席者（敬称略、順不同）
委員：高橋（正）、高野、嶋原（新）、嶋原（良友）、嶋原（清）、菅野、嶋原（昭）、高橋（幸）、嶋原（圭）（嶋原（良幸）組長代理）、中川、高橋（栄）、万福、齋藤（松下課長代理）、坂口、岸
事務局：飯舘村、福島地方環境事務所中間貯蔵部復興再生利用企画課
オブザーバー等：復興庁、農林水産省、福島県、相双建設事務所、相双農林事務所、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、マルナカ株式会社、佐藤工業株式会社、株式会社ダイサン、NTCインターナショナル株式会社
4. 配布資料
資料－1 飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会 設置要綱（案）
資料－2 飯舘村長泥地区環境再生事業の工事の実施状況について
資料－3 復興再生利用に係る理解醸成活動について
資料－4 飯舘村長泥地区環境再生事業の成果を踏まえた復興再生利用の動向について
参考資料－1 飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会設置要綱改正（案）新旧対照表
参考資料－2 第17回飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会における主な指摘事項とその対応について
参考資料－3 飯舘村長泥地区環境再生事業の視察・広報等について
参考資料－4 環境再生事業工区における環境モニタリング・施設点検の結果について
5. 次第
 1. 議 事
 - (1) 飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会 設置要綱（案）について
 - (2) 飯舘村長泥地区環境再生事業の工事の実施状況について

(3) 復興再生利用に係る理解醸成活動について

(4) 飯舘村長泥地区環境再生事業の成果を踏まえた復興再生利用の動向について

2. その他

6. 議事等

(挨拶)

事務局 それでは、1時半、定刻になりました。これより、第18回飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙中、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日の会議の進行をさせていただきます、環境省福島地方環境事務所の小川と申します。よろしくお願いたします。

まず初めに皆様にご覧がございませ。委員の皆様の前にマイクを置かせていただきましたが、一度に複数のマイクのスイッチが入るとハウリングを起こします。ご発言のときにはマイクをご利用いただき、発言が終わりましたらご自身でスイッチを切つていただきますようご協力をお願いいたします。また、報道関係の皆様にご覧がございませ。今回協議会の公開の取扱いについては、協議会の全部を傍聴いただくことが可能ですが、本協議会の会場内での撮影については、冒頭環境省挨拶までとさせていただきます。ご了承ください。また、会議中の音声の録音はご遠慮願います。

それでは、まず本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒に入っております資料をご確認ください。まず、次第を1枚おめくりいただきまして、その次、資料-1、飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会 設置要綱(案)、それから次、横向きの資料になります、資料-2、飯舘村長泥地区環境再生事業の工事の実施状況について、資料-3、復興再生利用に係る理解醸成活動について、資料-4、飯舘村長泥地区環境再生事業の成果を踏まえた復興再生利用の動向について。

それから、参考資料に参ります。縦向きの資料に戻りまして、飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会設置要綱改正(案)新旧対照表、参考資料-2、横向きの資料になります、第17回飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会における主な指摘事項とその対応について、それから参考資料-3、飯舘村長泥地区環境再生事業の視察・広報等について、参考資料-4、環境再生事業工区における環境モニタリング・施設点検の結果について、以上になります。全て資料はございませでしょうか。ない場合はお知らせいただけますと幸いでございませ。

それでは、資料も皆様あったということですので、協議会の開会に先立ち、事業実施主体であります環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部長、坂口より挨拶をさせていただきます。

環境省・坂口委員 皆さん、こんにちは。環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部長の坂口でございます。本運営協議会委員や関係機関の皆様におかれましては、お忙しい中、

ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より長泥地区の環境再生事業について、多大なるご理解、ご協力をいただいておりますこと、ここに改めて感謝申し上げます。

長泥地区の環境再生事業につきましては、2018年から、この協議会において委員の皆様のご意見をいただきながら進めてまいりました。昨年4月には、完成した4工区を飯舘村と元地権者の皆様に引継ぎをさせていただき、その後、福島県、飯舘村を中心としまして出荷制限解除に向けた試験栽培も開始されてございます。

また、2工区、3工区につきましても、盛土造成、暗渠敷設等の工事を進めてございます。これらの工区につきましても、来年度末には地域の皆様への引継ぎができるということで、完成に向けて鋭意工事を進めているところでございます。また、1工区については、現在、詳細な設計を進めておまして、道路の拡幅、河川の付け替えなど、設計の中でしっかり皆様のご意見を伺いながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、昨年4月には、除去土壌の再生利用に向けた理解醸成を推進する場として、「花の里ながどろ環境再生情報ひろば」を長泥地区にオープンさせていただいております。おかげさまで、オープン後も福島県内外から多くの方に、見学ツアー、視察などで訪れていただいているところです。

また、ちょっと国の動きを紹介させていただきますと、この長泥地区の環境再生事業で得られた結果等を踏まえまして、昨年の3月に復興再生利用の基準やガイドラインというものを策定してございます。これら基準やガイドラインの策定などにあたりましては、運営協議会の委員をはじめとし、飯舘村様や長泥地区の皆様のご理解とご協力があってこそと、改めてこの場をお借りして御礼を申し上げます。

また、県外最終処分、復興再生利用を推進するための関係閣僚会議では、昨年8月に復興再生利用、県外最終処分のロードマップというものを公表して、現在、首相官邸や霞が関の中央省庁の花壇を皮切りに復興再生利用を開始しているところです。今後も、福島県内外の多くの方々に長泥地区での取組を見学いただくことで、これらの復興再生利用に対する理解醸成活動を進めてまいりたいと考えてございます。

また、本日の会議から協議会の協議事項を、これまでの農地の造成などに加えまして、造成した農地の適切な管理や使用に関することを協議いただくことなどに変更させていただくべく、ご相談させていただいているところです。本日、後ほど改正の要綱についても説明させていただきたいと考えております。今までの委員の方はもとより、今回、要綱改正に合わせて新たに委員に加わっていただいた方におかれましても、今後の長泥の在り方を含めて、忌憚のないご意見、ご議論をしていただければと考えてございます。限られた時間ではございますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、初めにお願いいたしましたとおり、カメラ撮影はここまでとさせてい

たきます。傍聴席のほうにお戻りいただければと思います。ありがとうございます。

(1) 飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会 設置要綱 (案) について
事務局 それでは、議事のほうに入らせていただきます。まず、議事1として、本運営協議会 設置要綱 (案) についてということで、資料-1及び参考資料-1に基づき、環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部復興再生利用企画課、岸よりご説明させていただきます。

環境省・岸委員 それでは、資料-1について説明いたします。本協議会の設置要綱 (案) ということで、今回改正をさせていただきたいと考えている部分を、それぞれ下線を引いて、文字を太字にしています。あわせて、参考資料-1のほうもご覧ください。参考資料-1に新旧対照表をつけています。

まず、改正させていただきたい1つ目が、1ポツの設置の部分です。前回までは「専門的・実務的」と書いておりましたが、昨年度の第17回会議の際に、これまで農地造成ですとか栽培試験につきましては、一通りの専門的な見地からのご意見をいただく場ということは一旦終了させていただきたいというお話をさせていただきまして、学識経験者の委員の方にもご退任いただくといったお話をさせていただいてご了解をいただいたことから、今回は「実務的見地」ということで改正をさせていただきたいと考えております。

続いて、2ポツ目の協議事項ですが、新旧対照表のほうをご覧くださいと、これまでは(1)としまして「除去土壌の再生資材化、造成に関する事」となっていました。こちらを新しいほうでは「再生資材(除去土壌)で造成した農地の適切な管理等に関する事」に変えさせていただきたいと考えております。その意図としましては、昨年4月に4工区が完成しまして地元へ引継ぎをさせていただいたということで、今後、試験栽培等を経て利用可能になってきた際には、そこで営農を再開していただくということがございます。一方で、下には再生資材化した除去土壌が盛土されておりますので、その盛土を含めた適切な管理ということについても引き続き確認をしてまいりたいということから、協議事項の1つ目に挙げさせていただきたいと考えております。また、2、3工区についても、今後、来年度以降の完成後には引継ぎをさせていただきたいと思っておりますので、そういった2、3工区、4工区についての管理等についての議論をする場とさせていただきたいと考えております。

(2)は、これまでは「造成地における栽培等に関する事」ということで、栽培試験等は環境省ですと行ってきておりましたが、基本的には問題ないということも分かってきておりますので、今後は、新規のほうで(2)としまして、「環境再生事業の理解醸成の推進に関する事」というテーマで協議をさせていただきたいと考えております。

(3)の部分は、大きくは変えていませんが、「その他、環境再生事業の進捗等に

関すること」ということで、今後も1工区の工事が控えております。そういった進捗等に関してもこちらで協議をさせていただきたいと考えています。

3ポツ目の委員等の構成については、特に変更はございません。

4ポツ目の事務のところですが、本文の1行目のところに、これまでは「協議会の事務は、以下の飯舘村、環境省等が共同で行う」ということで飯舘村の総務課や村づくり推進課の名前を挙げさせていただいておりましたが、こちらもシンプルに、(1)として「飯舘村」とさせていただきたいと考えております。

また、(2)のほうで、環境省の名前では、旧は環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室と福島地方環境事務所中間貯蔵部土壌再生利用企画課ということで載せていましたが、今回の改正で「環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部復興再生利用企画課」とさせていただきたいと思っております。より地元に着した取組を進めていくという観点からの変更と考えています。

5ポツ目のその他ですが、これまでの設置要綱では、最初の(1)に「協議の内容は必要に応じて「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」に報告を行う」となっていましたが、この戦略検討会は2024年度末で終了しておりますので、そちらは削除とさせていただきます。

また、(2)で、これまで「協議会は原則非公開とするが、委員の過半数の同意が得られれば全部又は一部について公開とすることができる」となっておりましたが、今後は「協議会は原則公開とするが、委員の過半数の同意をもって全部又は一部について非公開とすることができる」に変えさせていただきたいと考えております。

その後の(2)と(3)も同様に、基本的には公開で、個人情報等について、「特定の者に不利益を及ぼす場合には、非公開とする」というような形に改めさせていただきたいと思っております。

また、別紙のほうに協議会の委員を載せています。そちらは最初に飯舘村を載せていまして、もともとは飯舘村の副村長に委員として入っていただいておりますが、今後は、飯舘村の産業振興課長、建設課長、あと復興再生専門員を新たに委員として加えさせていただきたいと考えております。これまで、農業委員会の会長ですとか、比曽の行政区長や蕨平の行政区長などにも入っていただいておりますが、今後はより長泥地区の関係者を中心とした議論の場とさせていただきたいと思ひまして、今回の会議からはお呼びしないということに変更させていただきたいと考えております。

また、長泥行政区のほうで、新たに1組から4組までの組長様にも入っていただきたいと考えております。こちらも今後、2工区、3工区が完成していった際には地元で引継ぎをさせていただきたいと思ひます。4工区についても引継ぎをさせていただいております。実際、地権者の方ですとか村、また営農に関わる方などに入っていて、実際の農地をどう使っていくのか、管理していくのかについて協議をさせていただく場として、まずは組長様にお声掛けをさせていただいて、入っていただき

たいというものでございます。

環境省のほうは、先ほどもお話ししましたように、これまでは環境省本省の参事官が入っていましたが、今回からは中間貯蔵部の部長をはじめとして、復興再生利用企画課を会議のメンバーとしたいと考えております。

これまで入っていただいていた学識経験者の皆様については、前回の会議を最後にご退任をいただいたということにさせていただいております。

以上、設置要綱の改正（案）につきまして、ご説明を終わります。

事務局 ただいまの設置要綱（案）について、何かご意見のある方いらっしゃればお願いいたします。飯舘村、万福委員、お願いします。

飯舘村・万福委員 ご説明ありがとうございました。協議事項の（１）、参考資料－１ですが、（１）のところの「再生資材（除去土壌）」で区切られている部分について、私の認識では、ここは「再生資材」ではなくて「復興再生土」と言葉を合わせた方がよいのではないかと思いましたが、ご検討いただけますでしょうか。

環境省・岸委員 ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、基準・ガイドラインができて、今後は「再生資材」と呼んでいたものは「復興再生土」ということで呼称のほうも決まっております、この協議会の設置要綱でもどう記載するかというのは少し悩んでいて、今いただいたご意見も踏まえてもう一度事務局内で検討して、会議が終わった後になってしまうかもしれませんが、また後ほどご説明させていただきたいと思います。

事務局 ほかにご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

では、要綱で新たに委員になられた方、7名いらっしゃいますので、その方のお名前をお呼びいたします。恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

まず、松下委員。なお、松下委員におかれましては、本日別件があり、代理で産業振興課の齋藤係長に出席いただいております。齋藤係長、お願いいたします。

飯舘村・齋藤係長 齋藤です。課長が別件の会議がありまして、代理で出席、参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 飯舘村建設課、高橋委員。

飯舘村・高橋委員 建設課長の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 万福委員。

飯舘村・万福委員 万福です。よろしくお願いいたします。

事務局 1組組長、菅野委員。

菅野委員 1組の菅野です。よろしくお願いいたします。

事務局 2組組長、鳴原委員。

鳴原（昭）委員 2組組長、鳴原です。よろしくお願いいたします。

事務局 3組組長、鳴原委員。

鳴原（圭）氏 3組組長の鳴原です。よろしくお願いいたします。

事務局 4組組長、高橋委員。

高橋（幸）委員 4組の組長の高橋です。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。皆様、よろしくお願いいたします。

（2）飯舘村長泥地区環境再生事業の工事の実施状況について

事務局 では、議事－2に入らせていただきます。飯舘村長泥地区環境再生事業の工事の実施状況について、資料－2に基づき、環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部復興再生利用企画課長の岸から説明させていただきます。

環境省・岸委員 続いて、資料－2を説明いたします。工事の実施状況ということで、令和7年度の結果と来年度以降の予定となります。

1 ページをご覧ください。環境省で実施している内容として記載していますが、まず4工区については、令和7年4月に完成しまして、飯舘村や地権者へ引継ぎをさせていただいているという状況です。環境省としましては、引き続き4工区の中で環境モニタリング・擁壁点検を実施しておりまして、後ほどもまた環境モニタリングの結果をご説明いたしますが、空間線量率等を測定しています。また、擁壁につきましては、L型擁壁といったものを比曾川の河川沿いに設置しておりまして、環境省で点検を行っているといった状況です。

2、3工区の作土につきましては、3工区は昨年の7月以降、8月末までに作土の運搬・盛土が完成しています。また、2工区につきましては、昨年の10月から運搬を開始しておりまして、今年の7月末までには完成させる予定となっています。

その下の暗渠を敷設する工事については作土の搬入後に行っておりまして、3工区につきましては昨年の9月から12月末までの間で設置が終わっています。2工区につきましては、現在、作土の運搬と並行して暗渠の工事も行っておりまして、今年の5月末までには完成させる予定となっております。また、令和8年度の11月、12月に湛水均平とあるのは、盛土、暗渠の工事が終わった後に、2工区、3工区全体に水張りをしまして均平の確認を行いたいと考えております。

続いて点検、モニタリング、維持管理ということで黄色い線を引いていますが、4工区と同様、環境モニタリングや擁壁点検等を今後も引き続き行ってまいります。また、2工区、3工区につきましては、令和7年度、8年度にかけて除草等維持管理を環境省で行っていく予定です。8年度末に、2工区、3工区を飯舘村や地権者へ引継ぎさせていただきました後は、地元のほうで維持管理を行っていただきたいと考えております。

その下の復旧工事（ストックヤード復旧等）につきましては2、3、4工区の工事に関連した資材ですとか除去土壌を置かせていただいている場所の返地工事でございます。長泥3ストックヤード、それから曲田Bストックヤードについては、令和7年度に返地工事が完了しまして、現在、返地手続を進めているところです。令和8年度

につきましても、長泥1ストックヤードですとか再生資材化ヤードの返地工事を進め返地したいと考えております。

1工区については、令和7年度は詳細設計を進めており、主に河川改修の線形等を福島県と協議しながら進めています。また、令和8年度も、河川線形が決まった中で、盛土の造成等や用排水路の整備に向けた設計を進めていくという状況です。

県道62号線の拡幅については、今後の1工区の工事に向けて、現在1車線しかない狭い道路部分を2車線に拡幅をさせていただきたいということで、今年の9月まで、その工事にかかる予定になっています。

1工区につきましては、今後、工事实施に向けた詳細な図面等の作成を進めていきまして、それと並行して地権者や村や長泥行政区をはじめとする関係者の皆様といろいろ手続等、調整や協議をさせていただきながら、できる限り早く工事を進めていきたいということで考えています。

2ページをご覧ください。先ほどご説明したとおり、令和7年度につきましては、2、3工区の共通事項として点検業務、ほ場や水路等の点検ですとか環境モニタリングを行ってまいりました。また、維持管理として除草や用排水路の清掃等も行っております。こちらは、令和8年度も同様に行っていく予定です。また、作土・盛土の運搬、盛土造成の工事につきまして、2工区は、今年度、現在は作土を搬入敷均しと並行して暗渠排水工事を実施中となっております。3工区については、昨年中に暗渠排水工事まで完了しています。令和8年度につきましても、2工区の作土の搬入と並行して暗渠排水工事を行っていきたいと考えておりますし、また、完成した農地には水を張って湛水均平の実施を予定しています。4工区につきましても、先ほどご説明したとおり、土留擁壁の点検ですとか環境モニタリングを行っていく予定です。

下の写真をご覧ください。工事の施工状況ということで、3工区を例に写真を載せています。左側に1として作土敷均しとありますが、これはよそから持ってきた耕作に適した土を盛土して、その上を重機で敷均しをしているという状況です。2の掘削のところですが、暗渠を設置するための穴を掘っているところです。3番目の暗渠敷設ということで、碎石を敷いた上に有孔管、穴の空いた管をこういった形で敷設をしています。その上に疎水材を埋設して、また土を盛って元に戻していくといった作業を現在行っています。

3ページをご覧ください。1工区の進捗状況になります。まず道路の拡幅工事につきましては、先ほどご説明したとおり、この1工区の範囲に係る部分について、現道の4m幅から8m幅に拡幅をしたいと考えています。また、工事中に通行止め等にならないために迂回道路についても検討をして、準備をしているところです。河川につきましては、1工区の工事のために南側に河川を付け替えるという必要がありまして、その河川線形等については、福島県相双建設事務所と基本的条件について確認済みとなっております。

さらに、1工区の境界測量等につきまして、3ページ右下に航空写真で1工区の範囲を載せています。赤い点線の部分が1工区の範囲ということで、整備をしていきたいと考えていますが、その赤い点線の中の土地所有者の皆様へ事業の説明や、境界について確認を実施済みとなっています。その他設計につきまして、盛土造成、ほ場整備、再生資材化ヤード等について、まだ現在も検討中ですが、早急に設計を進めていきたいと考えています。

4ページをご覧ください。今お話ししました県道62号線、原町二本松線の拡幅工事の平面図等になっています。平面図の黄色で塗られている部分が現道の4m幅の道路になります。赤で塗られた部分が、今後拡幅をしていく予定の部分です。切土部分と盛土部分があり、切土で出た残土につきましては、この平面図の真ん中のところに水色ハッチングで「盛土置場（借地）」に一旦置かせていただきたいと思います。また、工事实施のための迂回路についても準備中となっております。

5ページをご覧ください。こちらは、工事とは直接関係ありませんが、自然災害等の対応訓練実施について報告させていただきます。長泥地区の環境再生事業地において、万が一、大規模な自然災害等が発生した際に、盛土した再生資材が流出しないように、また流出した際にすぐに対応できるようにということで、対応訓練というのを昨年度から実施しています。昨年12月11日に、長泥地区の2工区周辺を想定して訓練を実施しました。②の訓練参加者には、今回から飯舘村にも参加いただいております。また、環境省で発注している長泥工区の工事等受注事業者、8事業者ありますが、そちらにも参加いただいております。訓練項目としては、対策本部ですとか支部や班を決めて、それぞれの対応について確認をする。また、現場点検、情報収集の指示や報告といったことについても訓練を行っております。さらに、現場での放射線の測定訓練も実施しております。また、報告や現場確認のためのドローン映像撮影や、現場に設置してある監視カメラや職員が撮った写真のメール送信等による情報送信や状況の報告といった訓練を行いました。さらに、クマ対策訓練ということで、今後クマによる事故がないようにということで訓練を行いました。

6ページをご覧ください。長泥環境再生事業ストックヤード返地計画（案）ということで、今後のストックヤード等の返地の計画を図に載せています。左側の凡例をご覧くださいと、令和7年度のところで黄色で塗っていますが、今年度は長泥3ストックヤードと曲田Bストックヤードの返地をさせていただくということで、現在、手続を進めているところです。また、令和8年度は、紫色で塗っています長泥1ストックヤードと再生資材化ヤードの返地工事を進めて、返地の手続を行っていききたいと考えています。今後も、資材等なくなった場所から順次、返地工事を進めていきたいと考えています。

資料-2については以上になりますが、補足で環境モニタリングの結果についても簡単に説明いたします。参考資料-4をご覧ください。環境モニタリング・施設点検

の結果についてということで、めくっていただいて1ページが空間線量率と空気中の放射能濃度を計測した場所と結果を載せています。場所については、緑色の星印が空間線量率の測定箇所、紫色の星印は空気中の放射能濃度の測定箇所になっています。盛土造成等の工事が始まった令和3年4月以降から昨年12月末までの計測結果を載せています。基本的に空間線量率は0.16～1.32 μ Sv/hの範囲ということで、2025年は0.16～0.53 μ Sv/hでありました。こういった詳細なデータはホームページに掲載して、本日の資料では割愛していますが、施工後の空間線量率というのは施工前に比べると低い値で推移していることが分かります。空気中の放射能濃度につきましては、令和3年以降、これまでずっと検出下限値未満となっています。

2ページは、放流先河川の放射能濃度ということで、万が一、比曾川のほうに流れ出さないかということで、これまでずっと計測しています。結論としては、令和3年以降、全て検出下限値未満であるという状況です。

3ページは、地下水中及び湧水処理集水桝からの放流水中の放射能濃度を調べておりまして、一つは地下水ということで井戸の水を採水しているものと、湧水処理集水桝というのは、2、3、4工区が一番下のところに設置された湧水処理管から出てきた水ですが、そちらの放射能濃度も測っているところです。盛土した当初、令和3年、4年頃に一部、数Bq/kgの検出がありましたけれども、現状では検出下限値未満という状況が続いています。

4ページは、今ご説明した内容をまとめています。

また、5ページは、施設点検結果ということで、比曾川沿いの土留擁壁を定期的に点検した状況を載せています。特段、土留擁壁の異常はないといったところです。また、土留擁壁の沈下というのも測っていますが、整備後から±1～3mmの範囲内に収まって、安定しているといった状況です。令和8年度以降も引き続き目視点検していくことにしています。

事務局 ただいまの説明につきまして、質問や意見等ございましたらよろしくお願いたします。地元委員、お願いたします。

地元委員 2点ほど、確認で教えてもらいたいわけですが、最初の1ページですか、4工区から1工区まで、工事等の全体の工程がなされていますが、4工区について、昨年ですか、飯館村のほうに引き渡ししたというようなことで、環境省側が答えるのか、飯館村が答えるのか分からないんですが、4工区を今見ていると、いろいろやっておりますが、現在の4工区がどのような状態になっているのかということと、あと、大きく分けて今いろいろと試験、去年までは試験等もやっておりましたが、今度は本番で、本格的な作付けとかについてはどこの時期を目指してやっているのか、または、話では担い手がどうのこうのなんていうことで話を聞いていますが、そこら辺、もうちょっと詳しくお願したいと思っております。

あと、最後の6ページですか、ストックヤードの返地計画ということで、これは要

望ですが、前回も環境省さんのほうにお願いをして、返地について、仮置場の返す計画については、それは理解はできるわけですが、再三言っているのは、こう散らばっているのではなくて、ある程度ここは、4工区がそういう状態になっていると、今、2工区、3工区が暗渠を掘って一生懸命やっているということで、そうなった場合、今度は当然、1工区はまだですが、事業以外の周りの仮置場としていた農地のほうもやはり管理をしていくためには、まとめて集約するということが大前提になるのではないかと、こう思っております。

例えばですが、4工区のほうの青い下のところ、これは多分、地元地権者さんのところの仮置場だと思うんですが、ここら辺は周りが、見ているとイイタテバイオテックさんで、栽培が始まっているということもありますので、そういうような営農の関わりもありますので、やはり計画は計画だけれども、ここら辺をもう少しちゃんと練り直して、なるべく仮置場は集約する、早く言えば2工区とか3工区に近いようなところに置いて、こういうところは早く返すような段取りをするということで、計画の変更を考えたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、これはお願いですが、そういうことでよろしくお願ひしたいと思っております。

環境省・岸委員 今、最後にご意見いただきましたストックヤードの返地計画につきまして、おっしゃるとおり、できる限り環境省としても、まとめられるところはまとめて、お返しできるところは早くお返ししていかなければと考えておりますので、飯舘村ともご相談しながら、今後の営農計画も含めて、どうしていくのがいいのかというところは検討していきたいと思っております。

飯舘村・齋藤係長 4工区の営農の状況ということで、どうなっているのかというご質問でございます。まず最初に、今、4工区において試験栽培を実施しております。令和7年度は水稻と野菜ということでそれぞれ実施しております。水稻が5アール、野菜が2アールを実施しております。時期としては、令和7年度は5月下旬から水稻を作付しまして、野菜のほうについては8月ぐらいから準備を始めて、10月、秋野菜のほうを作付したというところでございます。いずれも5アールと2アールということで、そんなに大面積ではなく、試験栽培を実施しているというところでございます。結果としまして、いずれも基準値以下というところで話を聞いておりますが、詳細についてはいろいろ取りまとめをしている最中でございます。今後については、4工区について、令和9年度出荷制限解除に向けて、今動いているというところでございます。

試験栽培以外のものについてはどういう状況かというところでございますが、それについては保全管理ということで管理をお願いしているような状況です。管理については、今、園芸組合さんが中心となってやっただいていただいているというところで、引き続きそのような形で、試験栽培のほうも園芸組合さんにお世話になりながら、県と村で一緒にやってきたというところでございます。以上でございます。

地元委員 そうすると、令和8年度も引き続き、実証栽培というのはやるというような計

画でよろしいんですか。

事務局 齋藤係長、お願いします。

飯舘村・齋藤係長 はい、お見込みのとおりです。令和8年度も継続してやりたいと思っております。場所についても、県と調整しながら、引き続き検討してまいります。

事務局 ほかにご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。地元委員、お願いいたします。

地元委員 資料-2の3ページですが、1工区の件で、この点線で説明していることは分かるんですが、この62号線と、この工事をする場所の、その河川の部分の一番上の、河川が今度変わる場所のところに田んぼがずっとあるでしょう。その田んぼも一緒にある程度の形に造成してくれるのか。この点線から外れても、その土地を結構河川で今度動かすようになるのだけれども、そのときにその場所の受益者ともちょっと話をして、こういうふうにしてくれという、そこで要望とかあったときはちゃんとしなきゃ駄目だと思うのだけれども、そこら辺はどんな考えをしているのかと。

あと、これも前から言っているんだけど、橋というのはどこに架けるのだから、その橋について本当は設計でちゃんと出ていけばいいんだけど、それも出ていないし、そこら辺をちゃんとしてもらいたい。

あと、この村道の部分あるでしょう。この村道の部分もできれば、村の事業でもあるけれども、あそこも大分もう崩れていてちょっとやばいような状態なので、そこら辺も一緒に工事に入れてやってもらえるような考えはないですか。

環境省・岸委員 ありがとうございます。今、最初におっしゃられた、1工区の赤い点線の範囲と、そこから外れている県道62号線の間というのは、この写真でいうと左側の真ん中あたりの三角形の土地のことですよね。

地元委員 はい。

環境省・岸委員 ありがとうございます。こちらにつきましては、ちょっと地盤が高いものですから再生資材の盛土ができないといったこともございまして、再生資材を盛土する範囲とか河川の付け替えの範囲については、この赤い点線の範囲内で実施させていただきたいというものでございますが、周辺も含めて今後、ストックヤードのようなものですとか再生資材化ヤードみたいなものの整備も考えていかなければならないと思っております。周辺のそういった場所について、今後、地権者ですとか飯舘村とご相談しながら考えていきたいと考えております。農地の整備ということはちょっと難しいですけれども、そういった場所をお借りすることがあるかもしれないというところでご承知おきいただければと思います。

また、橋の件につきましては、現在、比曽川のほうにもともと橋が架かっていたということはお聞きしております。現在の比曽川を埋め立てて新しい比曽川に付け替えていくということで、この南側の農地のほうに行く進入路がなくなってしまうのではないかというご懸念をいただいておりますので、その点については今後も飯舘村と

協議させていただきながら、失ってしまう橋の機能を補償するような橋について考えていきたいと思います。

また、村道の部分につきましては、この航空写真の右のほうに延びている道かなと思いますけれども、そちらも今回の工事の際に、作業道等をどういった位置づけにするかということも飯舘村とご相談しながら検討を進めていきたいと思いますので、今ちょっとこの場でどうというのはまだ決まっていない、お伝えできないんですけれども、考えていきたいと思います。その件について、村のほうで何かもしあればお願いいたします。

飯舘村・中川委員 今の地元委員のほうからご意見をいただいた部分ですね、村としても、今の話をいろいろ聞いておりまして、今、国との協議事項に挙げて、実際に協議をしているところであります。

あと、橋の部分については、先日、環境大臣がいらっしゃったときの要望書の中にも挙げさせていただいて、もともとあった橋の補償をお願いしたいというようなことも1項目入れながら協議をさせていただいているところであります。

また、土地の部分ですね、点線外の部分についても、今、岸委員からありましたように、造成という部分ではなかなか難しいと、エリア外になるんですが、資材置場とかそういうもので活用しながら、何らかの形で整備できればなということでの協議はさせてもらっているところであります。

あと、村道については、今話あった部分でありますので、今後も話があった部分については、整備、進めさせていただければと思っております。以上であります。

地元委員 要するに、さっき村道の話が出たのは、河川部分は動かすと。それで、河川の脇に村道がある。その村道も一緒にやるような計画を取ってもらって一緒にやらないと、後なんていうともうそれで終わりになるから、だからそれも一緒に、兼ねて村道もちゃんと舗装にして回ってもらうようなやり方をしてもらえばありがたいと思うのですけれども、そこら辺、ちょっと要望なんですけれども、考えてもらいたいというのがあります。

飯舘村・中川委員 はい、分かりました。では、環境省のほうでもご理解をしたいと思いますので、今後も協議させていただきます。

事務局 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。では、万福委員、お願いいたします。

飯舘村・万福委員 ご説明、ありがとうございます。4工区で引渡しが終わっているということで、モニタリングの結果を記載されているのですけれども、少し先の話にはなるのですが、今後、1工区が仮に終わって全てがお返しされる状況になった後に、このモニタリング項目というのは、ずっと環境省さんのほうで計測していただけるという認識でよいのか。また、この計測の仕方や項目、項目数については、まだ決まっていないと思うのですけれども、項目数や、どこを測るのか、それから、それをどこ

に公開していくのかといった点も含めて、少しご検討いただければと思います。これはおそらくまだ決まっていないと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

環境省・岸委員 ありがとうございます。昨年の3月に策定された復興再生利用のガイドラインでは、工事後完成した場所については最低年1回、空間線量率を測定しなさいということが義務づけられておりまして、その他の測定項目ですとか頻度については地元の方と協議しながら決めていくといったような書きぶりになっております。4工区については、先ほどの参考資料でも小さく下のほうに書いていますが、工事が終了したということで、令和7年度には飯舘村とも相談させていただきながら、空間線量率や水の放射能濃度の測定については年3回実施と決めております。梅雨の時期ですとか台風時期等で、万が一、再生資材が漏れ出すようなことがあった場合に、モニタリングをしたほうが良いということで、4月、6月、10月としています。その結果については、毎月、環境省のホームページに掲載しております。

今後いつまで実施するのかということについては、復興再生土の管理の期限が来るまでは環境省としてモニタリングですとか流出しないかといったところの管理をずっと続けていくことになっております。復興再生土の管理の期限については、今後、環境省本省のほうでいつまでということについて検討していくと聞いておりますけれども、まだ今のところいつまでと決まっておられませんので、その管理期限が来るまでモニタリング等続けていくと、またその結果についてもホームページ等で公表していくという予定です。

事務局 ほかにご意見等ございますでしょうか。地元委員、お願いいたします。

地元委員 今回の4工区の話のやつね、ちょっと話、どんな考えというんだか、4工区に持ってきた土が大変ひどいもので、それで、私も試験栽培もやっておりますけれども、あの土では何ともならないと。それは環境省でも分かっていると思うんです。入れた人がやっぱり、村に渡したからという考えでいたのでは困るんだよね。やっぱり持ち主の人たちが、土地の持ち主がこれでは何ともならないと言っているんだから、やっぱりそれだけのをちゃんと持ち主に返してもらって、それなりの土を入れてやっぱりやってもらわないと、今のあの4工区のあの土では何ともならないんです。

ですから、早めに、1工区始まるまでまだ時間があるし、その間を狙って何とか、今年あれだったら試験的に1枚を、砂を厚さ10cmくらい入れて、全部でなくて、そうやって試験していくのも一つの案でないかと思うのだけれども、4年も5年もやって、それで駄目だからまだやるなということをしていないで、早めに手を打ってもらえればいいと思うんですけれども、そこら辺の考え、どんな考え方だか、ちょっと聞きたいです。

事務局 では、飯舘村、中川委員、お願いいたします。

飯舘村・中川委員 では、私のほうからお答えをさせていただきます。一応、昨年の3月で、環境省のほうから地権者に戻るということで、地権者のご意向もいただきまして、

今のところ、地権者と村のほうの対応という形になっております。それで、今、地元委員から話あったように、土の状況が大変悪くてですね、何も植えられない状況になっているということで、これの対応については、環境省のほうというよりも、村のほうで受け取ったというのがありますので、村のほうで対応していきたいなということで、今、農政のほうともその辺についての対応を検討させていただいています。今お話にあったように、田んぼは米を作ったり、農作物を作る場所があんな状況では駄目だというのは言われるとおりでありますが、一生懸命、村のほうで責任持ってやっていきたいと思っておりますので、ぜひとも何かあった際にはお話しいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 ありがとうございます。では、ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

(3) 復興再生利用に係る理解醸成活動について

事務局 それでは、続きまして、次の議題に移りたいと思ひます。議題の3つ目、復興再生利用に係る理解醸成活動について、資料-3に基づき、環境省福島地方環境事務所のほうから説明させていただきます。

環境省・岸委員 引き続き、資料-3を説明します。めくって1ページをご覧ください。

長泥地区環境再生事業に係る理解醸成活動ということで、最初に今年度の状況を簡単に掲載しています。長泥地区の皆様にご協力をいただきまして、長泥地区での取組や本事業で得られた成果を発信するため、復興再生利用の拡大に向けた理解醸成活動を継続しているという状況です。令和7年度から、花の里ながどろ環境再生情報ひろば、通称「ながどろひろば」を新設したところです。今年度はながどろひろばを中心に、見学やツアー、視察などの対応を図りながら、広報コンテンツの作成ですとか、各種媒体を通じた情報発信を実施しています。

下に、①見学やツアー、視察などの対応ということで、今年度も一般見学会ですとか、学生等の見学や次世代ツアーなどを行ってまいりました。②広報コンテンツの作成ですけれども、ながどろひろばの展示や展示内容の作成・拡充ですとか、パンフレットの作成等を行ってまいりました。③各種媒体を通じた情報発信ということで、環境省ホームページやSNS、テレビのCM等で情報発信を行っているといった状況です。

2ページをご覧ください。令和7年度の理解醸成活動についてということで、先ほどお話ししましたながどろひろば、昨年4月25日にオープンしました。オープン後の利用者数は、右側の青い棒グラフをご覧くださいと思いますが、昨年の4月から今年の1月末の状況を載せております。月ごとの来訪者数は、特に5月とか8月、9月、10月あたりは月に400人を超えている状況です。12月、1月と冬のシーズンは減ってきていますが、年間を通じて利用者にお越しいただいているという状況です。左下のところに、ながどろひろば来訪者数とまとめていますが、昨年4月25日か

ら今年の1月31日までの期間で約2,700名の方に来ていただきました。昨年度、まだながどろひろばが無い状況のときには年間約1,400名程度の方に来ていただいていますので、倍近い方々に1月末の時点で来ていただいたということになっております。徐々に理解醸成が進みつつあるかなと考えております。また、右下の円グラフですが、ながどろひろばの来訪者の県内、県外の割合を示しています。県内が63%で、県外は32%ということで、やはり県内が多いですが、県外もそれなりに来ていただいているといった状況です。

3ページをご覧ください。一般見学会や視察等の対応結果を簡単に載せています。まず、上のほうの一般見学会ですが、令和7年度の一般見学会は10回開催しまして、合計で119名の参加をいただいています。また、これまで、令和3年から開催していますが、合計53回で延べ700人ということで、今後も継続していきたいと考えております。また、視察等、ツアー、それから見学、取材の対応ですが、令和7年度については1月末時点で約1,900名の方に対応し、延べにしますと5,700名となっています。主な視察者は、行政機関としては経済産業省や復興庁、環境省など、小中高校生は飯館村立のいいたて希望の里学園や栃木県立大田原高校の学生などに来ていただいています。大学生についても、福島大学、島根大学、上智大学などの各大学の学生に来ていただいております。その他、昨年は、土壤物理の国際会議であるカーカム会議が開かれた際に、長泥地区のほうにも視察に来ていただいております。

4ページは、今後の理解醸成活動の方針と目指すところをまとめています。青い四角の枠の中に今後の、令和8年度の方針を書いています。1つ目の丸としては、ながどろひろばを中心に、①見学やツアー、視察などの対応を図りながら、②広報コンテンツの作成、③各種媒体を通じた情報発信を実施することで、除去土壤の復興再生利用の安全性、必要性等について広く周知を図っていきたいと思っております。2つ目の丸として、ながどろひろば、ビニールハウス、造成した農地を一体として活用し、放射線測定等の体験メニューを盛り込むなど、来訪者が復興再生利用に対する安心感・納得感を深めることができるような取組を進めていきたいと考えております。3つ目の丸としまして、引き続き一般来訪者と地元長泥の人たちとの交流の場を設け、長泥地区の復興の様子・地元の想いをより多くの人に知っていただくと同時に、長泥地区との協働で実現した当該実証事業の意義を伝えていくといったことを行っていきたいと思っております。こういった方針に基づいて、その下の目指すところというのもオレンジの枠囲みで書いていますが、長泥地区における復興再生利用の実証事業の成果の発信を通じて、福島県内の除染で発生した除去土壤等の県外最終処分の実現、復興再生利用の推進に向けて、その安心感・納得感を醸成、社会受容性の拡大・深化を進めていくといったところを目指していきたいということでございます。

参考までに、こうした広報活動の結果を参考資料-3に載せております。参考資料-3の1ページに視察等の対応状況を写真や日付等で載せています。環境省の新人

職員の研修等を4月から始めまして、それ以外に各行政機関の方ですとか、国会議員の方ですとか、大学生等が毎月のように視察に訪れていただいているといった状況です。

2ページには、上のほうにカーカム国際会議の現地視察とありますが、昨年の8月21日に、視察していただきました。また、ワークショップですとか各種視察等、対応させていただいております。

3ページは、高校生の授業の一環で長泥に来ていただいた状況을載せています。福島西高等学校ですとか聖光学院高等学校と、県外では栃木県立大田原高等学校の学生などにも来ていただいて、長泥地区を見学いただいております。

4ページが、一般見学会の際に実施したアンケート結果を円グラフで載せております。左上のところに、県内・県外の参加割合とありますが、県内が60%で、県外は39%ということで、県内が多いですけれども、県外からもお越しいただいているという状況です。お越しいただいた方にアンケートをして、右の丸のところ「見学会に参加して、長泥再生実証事業に対して、理解されましたか」といった質問に対しては、見学会参加後の回答になりますけれども、「よく理解できた」「だいたい理解できた」ということで理解していただいた方が9割以上に上っています。また、「自身のお住まいの地域で除去土壌の復興再生利用が実施されても良いと思いますか、それともいやだと思いますか」という質問について、「良いと思う」が48%、「どちらかといえば良いと思う」という方も30%いらっしゃいまして、この視察を通じて、受け入れても良いのではといった方が70%以上いらっしゃったという状況です。

5ページをご覧ください。こちらアンケートの結果、実際にいただいた意見等の一部を抜粋して載せています。左上の棒グラフ、横の棒グラフをご覧くださいと思いますが、長泥地区の再生利用施設の見学会で印象に残ったことをいくつかということで、一番多いのが「花栽培（ビニールハウス）」とあり、来られた方の印象に残っていたという状況です。アンケートでは自由意見もいただいております、非常に良かったといった意見と、まだちょっと説明が不十分ではないかといった懸念等も示されていたという状況です。

6ページは、花き栽培についてということで、今年度もビニールハウス2棟において花の栽培を実施しております、年間を通じて花が咲いている状態とすることが出来ております。

7ページは、そのビニールハウスで栽培した花を活用したイベント等への花の送付、展示の状況を左側の表に載せています。飯舘村や各公共施設などで展示をいただいたり、あとはサッカーイベントですとか、ふくしまSDGs未来博のようなイベントに花と、取組を示したパネル等を設置して、理解醸成を進めている状況です。

8ページは、栽培した花の活用ということで、押し花カードの制作、花束の制作等を行っていたり、リースやフラワーアレンジメント体験会を実施したということ載

せています。

9ページは、ながどろひろばがオープンしましたということで、ひろばの概要を載せています。開館時間が10時から16時で、休館日は毎週水曜日と年末年始となっています。

10ページ、11ページは、パンフレット等の広報媒体を作成したものを載せています。特に、11ページのほうをご覧いただきたいんですが、パンフレットの英語版の作成ということで、昨年、カーカム会議ということで海外の方もたくさん来られた際に、この長泥地区での取組を簡単に説明する英語版のパンフレットを作成しています。あと、一番下に動画の制作ということで、タレントのなすびさんにお越しいただいて、『「ながどろひろば」ってどんなところなの?』という動画も作成しました。今後も、こういった理解醸成活動を通じて、より一層、復興再生利用の取組を周知させていただきたいと考えております。

事務局 ただいまの説明について、質問やご意見がございましたらお願いいたします。万福委員、よろしく申し上げます。

飯舘村・万福委員 ご説明ありがとうございます。理解醸成活動というのは、復興再生土を使ってどのようになっているのか、またどのような状況にあるのかを知っていただくことが非常に重要だと思っています。また、これは行政が行っている取組であり、ハードルが高いことは承知していますが、例えばこのハウスで栽培されている花について、いろいろなイベントで活用いただいているのは大変ありがたい一方で、販売することはできないのかとも感じています。農家にとっては、やはり作ったものが売れることが一番の喜びであり、かかった経費に対して収益が上がる姿が見えることで、意欲の向上にもつながると思います。2,700人の来訪者全員が購入するとは思いませんが、その半分でも購入いただければ、一定の効果が見えるのではないかと感じます。

今後については、村のほうにもお願いしたいのですが、このような拠点や事業があるのであれば、作った農産物を小分けにして、学生でも手に取りやすい形、例えば500g単位やワンコイン程度で販売するなどの工夫により、持ち帰って食べたり、あるいは鑑賞できるような仕組みがあってもよいのではないかと思います。押し花でもよいとは思いますが、可能であれば生のものの方がよいのではないかと感じています。環境省が管理しているため収益活動に充てるのが難しい点は理解していますが、その点も含めて、地域の方々が作ったものを地域の方々が販売できるような仕組みについて、検討の余地があるのではないかと、学生を引率する中で感じました。以上、質問というより意見に近いものとなりますが、よろしく申し上げます。

事務局 では、環境省から、まず申し上げます。

環境省・岸委員 ありがとうございます。地元の方からもそういったご要望はいただいております。環境省としても何かできることはないかということで、今課内でも検討は進めております。国が販売するというのはなかなか難しいですけれども、どういった形になったらできるのかというところを検討して、また皆様にご相談しながら何かいい方法を考えていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

事務局 地元委員、よろしければ。

地元委員 今の、いつも言っているんですけれども、やっぱり長泥で、あそこで暮らすというか、これから住むとなったときに、本当にその前の、自分たちで作物作ったり花作って売れるとか販売できるのかって考えていなくて、もっと国のほうはこれから本当に、米作って、今の段階だって食べてはいけないという感じ。だから、前からもこれは言っているのですが、道の駅で、せっかくあるものを売れるというか、経営ができるような事業というか、そういうのを今の段階でやってもらいたい。この間、環境省でもいいし、農林水産省も出てきてもらって、これから経営できるんだというのをちょっと、明るい材料になるよう、ぜひやってもらいたいなど。さっきも、今、万福委員も言ったように、本当に米を炊いて食べた、去年はちょっとおにぎり握ってやったりしたけど、どういう感覚で安心か安全かと、科学的に安全と言われているけれども、本当に実際に手に取ると、本当に食べられるか、その本当の生の声を聞きたいなど。

どうも、この国というんだか環境省では、今、実証試験でも食べては駄目だとか、花は売れないとか。もう15年も過ぎたんだし、そして放射能の、何ていうの、怖さといういろいろな研究もしてきているし、安心・安全と言っているんだしたら、もっと自信持って販売したり食べてもらったり、そういうのも将来につながる、来年、再来年、営農再開につながるような、長泥の米だの花だのも売れるんだというの、だから、本当にお金を出して、本当に買ってもらえるんだか何だか、食べてもらえるのか、それをこれからやってもらうのも国の仕事じゃないかなと私は思っています。

環境省・岸委員 ありがとうございます。もう本当におっしゃるとおりだと思いますので、何かしら、環境省でできることはぜひ考えていきたいなと思っています。国、環境省だけでできないこともいろいろあるとは思っていますので、そこは飯舘村ともご相談しながら、一歩ずつでも前に進めるように考えていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いします。

地元委員 いや、復興大臣が来たときは、直接訴えてみたらすぐに電話を寄こしたというので、どういう電話なんだか、私には聞こえないんですけれども、そういう答えが、質問で出してもなかなか返ってこない。誰か、あの電話、大臣から取った人、分かる、この中で。販売のことで電話もらったとは聞いていないか。

事務局 飯舘村、中川委員どうぞ。

飯舘村・中川委員 復興大臣から電話を、私、もらってはいませんのであれなんです、

ただ、今ですね、あのながどろひろばに来て、大臣クラスですね、来て、その前か後に必ずハウスを回って、皆さんたちが一生懸命になって汗をかいた花を見て驚いていきます。その際に、リースとか花束とかをプレゼントして、皆さん本当にこやかな顔になって帰りますが、本当にあの作ったものをですね、花がやっぱり販売できるようなシステムになれば、また違う意味合いが出てくるのかなと思っています。これについては、地元委員とか皆さんが環境省さんに売れるようにしてほしいと言っていたという話、何度も聞いておりますので、ぜひとも村もその場に、交渉の場に入って行ってやっていきたいなと思います。

あと、米の部分ですが、やはり思いはあるんですけども、ある程度の基準を取っていかないとなかなか販売できないという部分もありますが、ただ、一步一步前に進んでいるのは間違いありません。それで、安全であればきちんと流通の中にも入っていただけますので、やはり基準を守った中で、証明されていく中で、そのような一步一步進むことで絶対売れるようになりますので、今後、4工区も含めて、あと2、3工区の部分、これも県の指導も受けながらという部分はありますけれども、やはり一步一步前に進めながら、長泥でとれた米が道の駅に出るというのも間違いありませんので、ぜひとも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

事務局 ほかにご意見のある方。では、地元委員、お願ひいたします。

地元委員 せっかくですので、理解醸成の活動についてなんですけど、ひろばということであそこに、長泥の一番いいところに造って、あと看板も建てて、看板の裏には長泥地区の名所を何か所かこう、パネルになってね、大変いいんですが、小さいお願ひなんですけど、前に夏にね、あそこにうちの奥さんと2人で回って、暑かったからちょっと回っていろいろ見たわけですが、喉が渴いたからお茶でも飲むかなと思ったら、お茶も何もなかったんですね。前に岸課長さんにもちょっとお話ししたんですけど、長泥住民の目線で言うと、ほかの地区からいろいろ来て研修するのも大変いいのですが、長泥の住民としても、自分の家だったり、何だったり今のところない中で農作業だ何だといったときに、簡単に足を伸ばしてあそこに行って休むというような、そういうような拠点であってもいいのかなと思っています。そうした中で、別に、行ったらお茶を出してもらいたいとかそういうのじゃなくて、せめて、セルフでも結構ですので、お茶とかコーヒーとかそういう心遣いがあれば、私らも回りやすいし、もしくは友人を連れていったときにはPRもできるし、宣伝できるしと。あとは、なかなか環境省に直接電話で話できないことを、NTCIさんのような職員のほうにも口頭でね、こういうことでということで要望だったり何だったりもできるということありますので、そこら辺について対応方お願ひしたいと思います。

あともう1点は、新聞とかニュースでも見て、聞いているわけですが、今回、大熊からこの土壌をね、公邸、官邸の庭にどうのこうのなんていうことでニュースになっ

ているようですが、今この農地としてやっているのは長泥地区しかないということですが、当然、公共事業の工事だとか道路だとか、あとは長泥地区と同じような条件で、そういうような場所が、多分探せばあると思うんですが、そういう活動のほうも環境省でもう少し本気になってやらないと。まずは実証、ほ場で、長泥地区は今のところ全国で1か所しかないなんというのは、当初、4～5年前には3か所、4か所造るんだなんていうことで説明はあったんですが、その後は全然ないような気がしますので、そこら辺はどうなっているんだか、あと今後どう取り組むのか、そこら辺、ちょっとお願いしたいと思います。

環境省・岸委員 ご意見ありがとうございます。最初にお話しいただいた、ながどろひろばに地元の方が立ち寄って、もう少しゆっくりできるような状況にしてほしいということは、おっしゃるとおりだと思っていますし、我々もこのひろば、ぜひ地元の方と訪れた一般の方が交流できる場にもしたいなと思っていますので、地元の方もくつろげるような仕組みについて、少し考えていきたいと思っています。

また、最後にお話しいただいた、今後の復興再生利用につきましては、この後の資料-4のほうでご説明をさせていただきたいと思います。

事務局 では、地元委員、大丈夫ですか、はい。

では、ほかにご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

(4) 飯舘村長泥地区環境再生事業の成果を踏まえた復興再生利用の動向について

事務局 それでは、続きまして、4つ目の議事に移ります。資料-4ですね、飯舘村長泥地区環境再生事業の成果を踏まえた復興再生利用の動向について、環境省の福島地方環境事務所の岸からご説明をさせていただきます。

環境省・岸委員 それでは、資料-4をご覧ください。飯舘村長泥地区環境再生事業の成果を踏まえた復興再生利用の動向についてということで、国、環境省の動きを説明する資料になります。

2ページをご覧ください。令和7年3月に、復興再生利用の基準・ガイドラインが策定されております。基準の主な内容としまして、例えば1つ目のポツでは再生資材化した除去土壌の放射性セシウム濃度、追加被ばく線量を年間1mSv以下にすると、そのためには放射能濃度を8,000Bq/kg以下に設定するといったことが記載されています。その他、飛散、流出の防止ですとか、空間線量率の測定を行っていきましようといったことが決められています。復興再生利用のイメージとしては、絵で示しているような、復興再生土、再生資材化した除去土壌を中に入れて、周りを飛散・流出防止のための覆土で覆うといった形にしていきましようというイメージになっております。

3ページは、国の大きな会議を載せています。令和6年12月に関係閣僚会議というものが設置されております。福島県内の除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、

除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策ですとか、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進をするための会議となります。昨年の5月に第2回会議を開催しまして、基本方針が策定されております。また、昨年8月の第3回会議ではロードマップが策定されており、今後も、年1回程度、会議を開催していくとしています。

4ページをご覧ください。今お話ししたロードマップの抜粋になっています。1つ目が、表の左側のところに「復興再生利用の推進」とあり、今後の復興再生利用をどう推進していくかといったところになります。一番上の段には総理大臣官邸での利用ということで、このロードマップが出たのが昨年の8月ですけれども、その時点では実施済みといった状況でした。その後も、霞が関の中央官庁の花壇等への利用ということで、9月、10月と実施したところです。また、それに併せてパネルディスカッション等を行ってきたといった状況です。

今後、その知見を活用しまして、第2段階として、霞が関の中央官庁以外にある各府省庁の庁舎等での率先した事例の創出というものを実施していくといったスケジュールでございます。さらに、その知見も活用しながら、第3段階として、実用途における先行事例の創出となっています。先行事例の検討といったところでは、公共事業等における土地造成や盛土への利用ですとか、公的主体が管理する施設等での利用、あとは継続的、安定的に事業が実施できる民間企業が行う利用といったところを検討することとなっています。

5ページをご覧ください。今お話しした総理大臣官邸での復興再生利用の内容を載せています。右上の写真にありますように、総理大臣官邸の前庭のところに、昨年の7月19日、20日の2日間で約2 m³の復興再生土を盛土しております。盛土の上に約20cmの覆土をして、上にタマリユウという植物を植栽しています。また、写真の左のほうにあるとおり、復興再生利用の実施箇所であることを示す看板も設置しています。

6ページをご覧ください。霞が関の中央官庁の花壇等への復興再生利用の概要ということで、9か所の花壇、緑地等で同じように復興再生土を盛土して、上に植栽をするといった事業を実施しました。9月から10月にかけて、それぞれの合同庁舎等の場所で、なるべく職員の方ですとか駐車場等で来訪者の目につきやすいような場所で実施しているといった状況です。

7ページをご覧ください。こちらもロードマップの抜粋ですが、左側のほうに「理解醸成・リスクコミュニケーション」と書いています。それについての今後の工程を示したものです。黄色でハッチングしております「ながどろひろばでの情報発信」ですとか、「飯舘村長泥地区環境再生事業の見学会」といった文言も記載されております。国が示しているロードマップの中で、まさにこの長泥地区の取組についても、引き続き、理解醸成やリスクコミュニケーションの場として活用していくということで

載せてございます。これに基づいて、当所としても、さらにこの理解醸成を進めていきたいと考えております。

簡単でございますが、復興再生利用の動向については以上となります。先ほどご質問のありました、長泥のような場所というところでは、このロードマップ等では記載はございませんが、いろいろな関係省庁ですとか関係者の皆様と相談しながら、今後の復興再生利用をさらに進めていこうとしている状況です。

事務局 ただいまのご説明につきまして、質問やご意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、議事4のほうはこちらでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

その他

事務局 それでは、議事の5つ目として、その他としまして何か情報共有等ありましたらよろしくお願いいたします。その他、発言漏れ等でも構いません。地元委員、お願いいたします。

地元委員 情報共有ということも含めてなんですが、実は、ここに県道62号線の管理者である福島県の相双建設事務所の方が来られているということなので、あの62号線の、環境再生事業とは直接ではないんですが、一部、今回、1工区をやるに当たって2車線にするというような計画なんですが、長泥地区の全体を見ると、62号線、比曾側から来て、比曾は2車線で快適に、長泥に入った途端に1車線になってしまうと。それで、今度、1工区。これは再生事業をやっているところでそこは2車線になると。それで、1工区が終わった途端に今度また1車線になって、まあ、そこはちょっと若干距離が短いんですが、すぐまた2車線になると。それで今度、2工区、3工区を過ぎて、4工区との間がこれまた1車線でカーブもあって狭いと。それで、今度は4工区が2車線になって、その先、蕨平までの間が1車線でカーブも多いという、これが今の現状なわけなんですが、おかげさまで、先ほどの理解醸成の話もあって、長泥を訪れる人がかなり増えてきていると。それで今後ますます、新聞報道でもあったように、国道399号のほうは5年をめどにトンネル等々で迂回路にするとなったときに、車両がかなり増えてくることは目に見えて分かると思うんです。

それで、やっぱりあれだけの、環境省が前例のない事業をやっている場所で、道路事情を見ると、できればあの比曾と蕨平の間、全線2車線で快適に、地元の住民もそうですけれども、日本全国からいろんな人が来たときに、初めて通る道で万が一事故等に遭ってしまったらかなり大変だろうなという思いもあるし、そういう心配も私自身もしているところなので、その辺の全体的な状況を踏まえて、62号線の改良、拡幅工事をぜひとも県として実施していただいて、環境再生事業が完全に終わったとき、そして399号のトンネルとかの改良が終わったときに、62号線も快適に全部通れるよと、日本全国からどうぞ自由にどんどん来てくださいよと胸を張って地元住民として

も言える、発信できるような状況であれば非常にありがたいなと思っていますので、その辺をぜひとも県として前向きに進めていただければありがたいなと、行政区長としてその辺をお願いしたいと思います。

それから、当面はすぐに、やるとなったとしてもすぐにできないと思うので、それまでの間は、2～3日前も住民からちょっと私のほうに連絡がありまして、道路の法面のところが、多分イノシシだと思うのですが、かなり荒らされていたりして側溝が完全に埋まっているよと、これ、雨なんか降ったりしたら全部あふれたり泥だらけになっちゃうよなんていうような話とか、あと法面、道路の脇からの立木、倒木、倒木といいますが、今にも倒れそうで非常に危険だから何とかならないのなどというようなことで私のところに何件か報告もあって、村さんともいろいろ相談をしているのですが、管理者が相双建設事務所になっているところもあるので、その辺も踏まえて、全国各地からいろんな人が来て事故とかに遭わないように、環境整備も含めて、維持管理も含めて対応していただければ非常にありがたいなと思っています。

あともう1点、先日ですか、399号の長泥から飯樋に入ったところが、八木沢地区の風力発電の送電線の関係で通行止めになるという、あそこの業者の方から私のほうに連絡がありまして、3月2日から3か月ぐらいですか、6月ぐらいまでということ、地元の人にも周知はいろんな形で今している途中ではあるのですが、そういうこともあってさらに399号が通れないとなると62号線を通らざるを得ないということなので、ぜひともその辺、前向きにお願いできればなと思っています。以上です。

事務局 では、ただいまのご意見につきましては、環境省と飯舘村からそれぞれいいですか。

飯舘村・中川委員 お話いただきました。今までも、地元委員と話した中でも、いろいろ道路関係についてはお話をいただいております。特に国道399号については、トンネル化になるのは新聞でも発表されましたので、今後、県からきちんとした話が、県議会終わってからだと思うのですが、話があるのかなと思っています。

あと、県道原町二本松線（県道62号線）、この部分の改良についても、一部というような情報もありますが、今、地元委員からあったように、狭くて、太くて、狭くて、太くてというような区間が長泥地区内にありますので、この辺も一体的に検討していければという思いはしております。あわせて、蕨平地区への道路についても狭い状況でもありますので、これについては、長年、県のほうには拡幅の要望はしているところでありますが、今後もまた声を出していきたいと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

事務局 ほかにその他として、何かご意見、ご発言漏れ等ございますでしょうか。

地元委員 今の道路の話だけ、トンネルの話、あれも新聞に出たんですけども、村では、村というか、どんな状況なんだか、ちょっと。新聞では私には理解できないんですが。

飯舘村・中川委員 一応、相双建設事務所の所長さんが、村のほうにも訪問されて、内容的には、あの新聞報道になった部分についての部分は聞かせていただきました。ただ、来年度から測量設計が始まるということでありまして、どのようなコースになるとか、どこら辺がトンネルの入口で出口だとかというのはこれからの話ですので、情報が入りましたら区長さんを通じてお伝えしたいと思いますので、よろしくをお願いします。今のところは新聞情報の話だけで、あとは3月の県議会が終わってスタートになるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

地元委員 夢の話ではないんだね。

飯舘村・中川委員 間違いなく、なります、はい。いや、長年の要望の成果だと思います。

地元委員 あと、せっかくだから……

事務局 では、地元委員、マイクのほう、お願いいたします。

地元委員 農業関係のほうなんです、長泥は大分、人に貸すということでやっているような感じなのですが、やっぱり個人的にもやりたいと言う人も中にはいるのですが、そこで村の話になってくるのですけれども、我々これ、来年解除になるのだけれども、4分の3の事業って全然我々はタッチできないんだ。帰還困難で時期がずれて、ほかの地域、19区は4分の3事業で、はじまったのだったかな。それが、今度は長泥に来たら4分の3の事業がないわけよ。要するに、何でみんなやらないというのは、補助もなくて、年寄り、70になったやつが機械買ってやるなんてということではできないから。だから、もう4分の3事業がやっぱり何にでも、ハウスでも何でも使えるから、土台というそこに、長泥に希望を持たせるようなやり方をしなくては、会社が入ればいいというものじゃないんだ。地元の人もやらなきゃ駄目なんだから、もうちょっとそこら辺を考えてもらわないと、ちょっと我々行くと不自由になっていて、ちょっと矛盾しているような考えから、そこら辺考えてもらわないと。まあ、要望なんだけれども。

事務局 では、飯舘村、齋藤係長、お願いいたします。

飯舘村・齋藤係長 大変申し訳ございません。4分の3事業がないということではなくて、あつたんです。それを多分皆さんに、我々の周知の仕方がちょっと徹底してできていなかったのかなと思いますので、4分の3事業、ご活用できますので、ちょっとそれもまた周知していくように努めてまいりたいと思います。県の4分の3事業で、一応、事業費が1,000万円の4分の3、750万円までという事業と、あと県と国ということで3,000万円の総事業費の2,400万円補助金という事業が今ありまして、今度のお知らせ版に、要望ありませんかということでお知らせする予定です。すみませんでした。

事務局 ほかにご意見等ございませんでしょうか。

では、これをもちまして、その他の議事を終了としたいと思います。

以上で、本日予定いたしました議事は全て終了いたしました。最後に全体を通してというものなければこちらで議事を終了させていただきまして、最後に、飯舘村の副

村長の中川様より終了の挨拶をいただきたいと思います。

飯舘村・中川委員 本日は、委員の皆様、そして関係者の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。また、大変な貴重なご意見をいただきました。誠に感謝を申し上げます。

昨年4月に、工区として完成した4工区が飯舘村と地権者に引き継がれ、出荷制限解除に向けた試験栽培を行ってまいりました。環境再生事業エリア以外の農地については、今年、今年度からですね、出荷制限が解除となり、米等の作付ができるようになったことで、長泥地区の営農再開に向けた新たなステージに入ったと考えております。そのために、今回の運営協議会の形式が昨年とは変わって、皆様方、本当に身近な方々での協議ができるという形になってきたところであります。本日のご意見を踏まえ、2工区、3工区はじめ、1工区の完成まで、各関係機関の皆様方と連携しながら進めていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。ぜひとも前向き、かつ、忌憚のないご意見をいただければ幸せと考えております。よろしく願いいたします。

最後に、皆々様のますますのご発展、ご活躍を祈念申し上げまして、最後の締めの挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

事務局 これをもちまして、第18回飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございました。